

リスク評価の窓



第7回

プリオン専門調査会

食品安全委員会は、科学的な知見に基づき客観的かつ中立公正に、リスク評価(食品健康影響評価)を行っています。
7名の委員で構成される委員会の下に、12の専門調査会やワーキンググループを設置し、専門的に検討を進めています。

それぞれの専門調査会やワーキンググループの仕事を紹介していくリスク評価の窓、
第7回は「プリオン専門調査会」です。

プリオン専門調査会(平成30年4月現在、14人の専門委員で構成)はプリオンを評価対象としています。プリオンとは、感染性を有するタンパク質様の病原体(proteinaceous infectious particles)を意味する用語で、牛海綿状脳症(BSE)やヒトのクロイツフェルト・ヤコブ病(CJD)の原因物質とされています。食品衛生法、と畜場法、牛海綿状脳症対策特別措置法、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律や肥料取締法等では、BSEによるヒトの健康への悪影響を防ぐために、さまざまな規格基準等を定めています。リスク管理機関(厚

生労働省、農林水産省等)が、これらの基準等を設定したり変更・廃止しようとする際は、食品安全委員会に食品健康影響評価(リスク評価)を依頼します。依頼を受けて、委員会では、プリオン専門調査会において、BSEの発生状況や現行の管理体制等の関連情報を収集・分析したうえでリスク評価を行い、その結果(規制内容の変更による健康への影響等)をリスク管理機関に通知します。

通知を受けたリスク管理機関は、評価の内容を踏まえ、規格基準等の見直しや、必要な施策の検討を行います。

新しい基準でBSEの安全性は担保されるの?

プリオン専門調査会座長
(大阪国際大学教授・学長補佐)

まなべ のぼる
真鍋 昇



プリオン専門調査会の評価対象物質は、2001(平成13)年わが国で初めて確認された牛海綿状脳症(BSE)の感染性因子であるプリオン(タンパク質)です。現在までにわが国では、と畜検査で22頭、死亡牛検査で14頭(計36頭)でBSEが発生していますが、牛の飼料を規制した後11年間以上にわたって、国内で生まれた牛での発生報告はありません。

このような状況を踏まえて、「食用にと畜される48か月齢を超えた健康牛のBSE検査について、現行基準を継続した場合と廃止した場合とのリスクの差は非常に小さく、人への健康影響は無視できる。」との評価結果を2016年に取りまとめまし

た。最近では、「国際的な基準を踏まえて、さらに月齢の規制閾値(30か月齢)を引き上げた場合の米国、カナダ及びアイルランドから輸入される牛肉及び牛の内臓に係る食品健康影響」について審議し、「月齢条件を「条件無し」としたとしても、人へのリスクは無視できる。」と評価しました。

食品安全委員会のリスク評価を踏まえて、厚生労働省や農林水産省はBSE検査や飼料規制等の基準を設定するなどしてリスクを管理しています。